



中小企業経営力強化支援法と周辺

(有)関西中小企業研究所
代表取締役 中上義春

思考の出発点

思考は出発点がないと始まりません。

どのような優れたアイデアも、何も土壌のないところから突然に浮かび上がるものではありません。

優れた発明に至る基本的ステップは下記となります。

- 1、課題の発見
- 2、その課題関係の調査
- 3、課題解決のための思考の開始
- 4、試行錯誤
- 5、突然のひらめき
- 6、ひらめきの検証
- 7、ひらめきの具現化

課題発見法を多く持つことが、思考の出発点と云えます。

中小企業経営力強化支援法（略称）が平成24年8月30日に施行されました。

正式名称は「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」です。

この法律の目的と、その周辺から活路を考えます。

主要な役割

本年4月20日に、内閣府・金融庁・中小企業庁は「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表しています。

すなわち、平成25年3月31日に臨時措置法の中小企業金融円滑化法が終了することにたいする立法措置です。

この法律の主要な役割は、下記の2措置です。

- 1、支援事業の担い手の多様化・活性化に関する支援措置
- 2、海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

この法律は、以下の3つの法律を改正するものとして制定されました。①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、②中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、③中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

この法律が目指す方向は、国内市場の低迷が続く中、成長著しい海外市場での事業展開を資金面から支援しようとするものです。

中小企業金融円滑化法の利用状況

では、中小企業金融円滑化法「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（平成21年12月4日施行）の最大の目玉である貸付条件緩和の利用状況はどうなのでしょう？

平成24年7月19日に、法の施行日から平成24年3月31日までの実績が金融庁より公表されています。

申込件数3,133,742件、金額857,315億円、実行2,893,387件、金額797,501億円、件数での実行率は92.3%です。（件数は貸付債権ベース）

また、この法を利用した企業数は30~40万社、内5~6万社が金利さえも正常に払えていないと指摘されています。

中小企業向け貸出残高が2011年12月で245.2兆円（中小企業庁調べ）であることを考えると、かなりな比率の金額が中小企業金融円滑化法の適用を受け、元本返済猶予等の返済負担の軽減措置を利用しているようです。

しかし、この法律は平成25年3月31日に終了します。

この法律の終了が近くなり、金融機関も貸出態度を厳しくし始めているようです。このため今年1月から7月までの統計では、この法律を活用した企業の倒産が増加しています。この間の累計で186件、金額で1601億円、昨年1年間の合計が194件、金額で1338億円ですから、正に倍増の勢いです。



アドバンテージマトリックス

事業の収益性をその商品・サービスの競争要因と事業規模とにより把握する手法です。

1、競争要因が少ない商品・サービス

①規模型

事業規模が大きくなれば収益性が拡大するタイプです。

⇒シェア競争

②手詰まり型

事業規模に関係なく、低い収益性のタイプです。

2、競争要因が多い商品・サービス

③特化型

規模が小さいと収益性のばらつきが多くなるタイプです。

④分散型

収益性が規模とは関係ないタイプです。

ブルーオーシャン戦略

競争要因を絞り込み、それを際立たせることにより、「差別化」を図る手法です。

中小企業金融円滑化法の利用状況(続き)

2011年の全国企業倒産件数は12,734件、負債総額で35,929億円（東京商工リサーチHPより）、件数で前年比4.4%減、負債総額で49.8%減と、これらの法律の効果が推測されます。

中小企業金融円滑化法を利用した企業の1年間での倒産比率が0.1%程度、全国企業倒産比率が0.3%程度であることから見れば、この法を利用した企業の延命率が高くなっていることが確認できます。

また産業別視点で見ますと、建設業の3,391件、負債総額4,816億円、製造業の1,901件、負債総額6,608億円、卸売業の1,641件、負債総額4,132億円、小売業の1,489件、負債総額2,095億円、サービス業他の2,812件、負債総額6,504億円となっています。

件数的には建設業が多くなっていますが、金額ベースでは製造業、サービス業他が多くなっています。

また近年の主要産業倒産件数推移をみますと、ほとんどの業界が漸減傾向にあるのに、サービス業他の倒産件数は漸増となっています。

この法律の本来の目的は、リーマンショック等により一時的に市場が悪化したことにより、資金繰りが苦しかった企業を金融面から支援することが目的でした。この金融面での支援期間中に事業の立直しを進め、健全な融資返済が可能となるよう猶予期間を与えるとのものでしたが、この趣旨を実現できている企業は多くないようです。この法律を利用し返済条件変更等の措置を受けた多くの企業で、事業の立直しは充分とは言い難い状況です。

中小企業新事業活動促進法の活用

金融面で有利な条件を利用できる支援制度として、「経営革新計画の承認取得」があります。

中小企業新事業活動促進法、正式名称は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく支援措置です。この法律は、平成17年4月13日の施行ですが、経営革新計画への支援は、平成11年施行の中小企業経営革新支援法で始まっています。承認件数は平成11年度の1,348件をスタートに、平成24年3月末時点で、累計48,945件

と年間4,000件程度が承認取得しています。

中小企業金融円滑化法のような融資条件の緩和を利用できるものではありませんが、この法律の承認計画で実行する事業に対する設備投資資金、運転資金に対し、日本政策金融公庫の特別利率③、Cの適用や、固定金利での最長、設備資金20年、運転資金7年の借入が利用できます。

申請者としての中小企業者条件

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下



経営革新とは

中小企業新事業活動促進法の定義では、「事業者が、①新事業活動を行うことにより、②その経営の相当程度の向上を図ること」となっています。

では、①新事業活動とは、どのような活動なのでしょう？ 図表2がその定義です。新商品や新サービスの開発、または旧来商品・サービスでも、その生産方法や販売方法、又は提供方法等に、新たな取り組みがあれば良いとなっています。

ここで、注意が必要な点は、単に自社としての新商品・新サービス、新たな生産方法等では、承認の対象となりません。

あくまでも、世の中(市場)にとっての新規性が要求されます。また、相当程度普及していなければよいとの表現も、かなり曖昧で、ケースによれば、一件でも近似のものがあれば、承認を受けられないこともあります。承認機関(都道府県の担当部署)の差が出やすい状況です。

新事業活動 とは

- 1) 新商品の開発または生産
- 2) 新役務の開発又は提供
- 3) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 4) 役務の新たな提供の方式の導入
その他の新たな事業活動
(中小企業新事業活動促進法第2条第5項)

1. 新たな取り組み とは

- (1) 業種毎に同業の中小企業の当該技術・方式等の導入状況
- (2) 地域性の高いものについては、同一地域における同業他社の当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認されません。

2. 次のような場合についても、幅広く対象としています。
 - (1) 設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取り組み。
 - (2) 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理向上のための取り組み。

【海外展開資金】

日本政策金融公庫
国民生活事業部
平成23年12月新設

- ◆対象資金
 - ・海外への直接投資
 - ・海外企業への生産委託
 - ・海外への販売(輸出)強化

- ◆利用者条件
 - ・中小企業の国内事業の延長であること。
 - ・事業活動拠点が国内にあること。
 - ・経営革新の一環としての海外展開であること。

- ◆融資金額
 - ・7200万円以内(うち運転資金4800万円以内)

- ◆返済期間
 - ・設備資金 15年以内
 - ・運転資金 5年以内

- ◆利率
 - ・基準利率 1.45～3.05%

経営革新への障害

これまでの13年間での累積承認件数では、約1%程度の中小企業が、経営革新計画の承認を取得しています。

他の企業に、経営革新計画の承認を取得するメリットがないのでしょうか？

中小企業金融円滑化法の終了が近づく中、現状を脱皮する新しい取り組みに挑戦し、その設備資金や運転資金を有利に調達できる本法は、利用価値の高いものと考えられます。



(有)関西中小企業研究所

大阪府泉南郡岬町淡輪1694-85

電話: 072(486)5182

FAX: 072(474)3607

電子メール: ksmr@rinku.zaq.ne.jp